

## 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会記録

日 時 令和2年7月7日（火曜日）14時00分～17時08分  
場 所 羽幌町議会議場  
出席者 村田委員長、平山副委員長、金木委員、阿部委員、工藤委員、船本委員、小寺委員、逢坂委員、舟見委員、森委員  
駒井町長、今村副町長、敦賀総務課長、清水地域振興課長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、宮崎町民課長、木村福祉課長、鈴木健康支援課長、金子建設課長、伊藤農林水産課長、高橋商工観光課長  
山口教育長、酒井学校管理課長、飯作社会教育課長  
事務局 豊島事務局長、嶋元係長  
報 道 北海道新聞社、羽幌タイムス社、留萌新聞社

村田委員長（開会） 14:00～14:01

皆様、大変それぞれお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催いたしたいと思っております。

何点か報告等を申し上げます。今日は、磯野委員が諸般の事情のため欠席となっておりますので、ご了承願います。また、この議場の室温が今現在で25度を超過しております。暑い方は上着を脱いでも結構ですので、そこら辺は自分の体調を加味していただきたいと思っております。また、いつもどおり質疑、答弁は着席のままでもよろしいので、その点もつけ加えておきたいと思っております。

それでは、今日の議題であります地方創生臨時交付金の申請予定事業について、2番目、その他ということで開催をいたしたいと思っております。

まずは、大平財務課長よりこの申請事業についての総枠について説明を受けまして、その後各事業については担当課の課長より説明をもらいます。その後に質疑に入りたいと思っておりますので、委員の皆様方に対してはよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、大平課長、お願いします。

### 1 地方創生臨時交付金申請予定事業について

説明員 大平財務課長、敦賀総務課長、宮崎町民課長、木村福祉課長、鈴木健康支援課長、伊藤農林水産課長、高橋商工観光課長、酒井学校管理課長、飯作社会教育課長、清水地域振興課長

大平財務課長 14:01～14:04

委員の皆さんにおかれましては、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。本日は、北海道を通じ国へ提出する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次分に係る実施計画案がまとまりましたので、ご説明をさせていただきたく、お集まり願ったものであります。個別のものにつきましては、第1次のごときと同様に担当課長からそれぞれご説明いたしますが、私からは概要につきましてご説明させていただきます。

予定しております事業につきましては、6月定例会において補正をいたしました避難所等感染防止対策事業や休業要請協力金事業などを含めた24事業を予定しておりまして、総事業費につきましては2億3,425万8,000円、交付金の対象経費として2億3,175万8,000円となっており、第2次分の交付限度額2億8,316万5,000円に対し、5,140万7,000円、こちらを留保して提出する予定であります。留保分につきましては今後の状況を見ながら活用を考えたいというふうに考えております。

実施計画案につきましては、各課において関係機関からの聞き取りですとか所管施設の状況を確認し、事業継続や地域経済の活性化に向けた事業や感染防止対策に向けた取組など、それぞれ策定した計画案について理事者をはじめ全課長において協議を行い、調整等を行った上で策定となったものであります。

なお、配付しておりますA3判の説明資料のうち、最初の2枚が今回提出予定の実施計画案であります。3枚目につきましては提出予定事業と連動または同時進行を予定している事業でありまして、国の補助事業分として第3次で申請を予定している事業となっております。こちらにつきましても合わせてご説明をさせていただきます。

それでは、資料の事業一覧の掲載順に担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

敦賀総務課長 14:04～14:08

それでは、私のほうから、実施計画の1番、2番の総務課の事業につきましてご説明させていただきます。

まず、1番の事業名が災害時避難所等感染防止対策事業ということでございます。事業概要につきましては、災害時の避難所等における感染症予防対策資機材の整備でございます。新型コロナウイルスの感染症の蔓延により災害時における避難所等の感染症対策が重要視されており、当町における避難所等の資機材を整備し、災害備蓄品の充実を図るものでございます。本事業につきましては、全国的に避難所の備蓄品の発注も集中することが予想されることから、早めの対応をするために先月、6月定例会の補正予算で既に議決いただき、速やかに発注事務を進めているところでございます。経費の内訳としましては、需用費、消耗品費が719万、備品購入費が112万5,000円、合計で831万5,000

円でございます。積算根拠としましては、計画書の中に記載されているとおりでございますが、まず消耗品が非接触式体温計が16本、21万2,000円、ハンドソープ、詰め替え用を含むということで80個の9万円、ペーパータオル300パックが6万6,000円、ウェットティッシュ除菌用が80ケの4万4,000円、消毒液ということで次亜塩素酸水精製パウダーと、あとそれをつくる貯水タンク5個ということで合計で15万4,000円、簡易トイレが10個、17万6,000円、ラップ式トイレ用消耗品が6個ということで3万8,000円、段ボールパーティション、これはベッドも含んでおりますが、100セットの165万円、備蓄用マスクということで6万8,000枚、476万円、次に備品でございますが、自動ラップ式トイレが3台、74万円、テントが10個ということで38万5,000円となっております。

続きまして、2番の事業名、公共的空間等安全・安心確保事業をご説明します。事業概要ですが、公共施設等における来客者や職員の感染予防対策及び感染者が発生した場合の感染拡大防止対策ということで消毒液や噴霧器、防護服を購入するほか、庁舎内のトイレ等の手回し式の蛇口をレバー式に交換し、手洗い後の手指を介した感染の予防対策を施すものでございます。また、来客スペースや会議室等における飛沫感染対策のため、隔壁用パーティションを購入するものでございます。経費の内訳としましては、需用費、消耗品費が54万6,000円、修繕料が47万3,000円、備品購入費が28万4,000円、合計で130万3,000円でございます。積算の根拠といたしましては、計画書に記載されております内容ですが、消耗品が消毒液、これは詰め替えも含んでの部分ですが、20個の18万4,000円、噴霧器は4個の3万2,000円、防護服は100着で33万円、修繕は庁舎の蛇口をレバー式に交換ということで58か所、47万3,000円、備品につきましては隔壁用のパーティションということで20個の28万4,000円となっております。

1番、2番につきましては以上でご説明を終わりたいと思います。

宮崎町民課長 14:08～14:14

それでは、私のほうから3番から5番の事業についてご説明申し上げます。

まず、3番の都市間バス運行支援事業でございます。事業費につきましては2,567万2,000円となっております。計画書の概要の説明の前に、少しだけバス事業者の現状等について口頭にて説明をさせていただきたいと思っております。本年3月から5月の実績としましては、バス事業者全体での運賃収入ベースでの前年対比では51%の減となっております。このうち、本事業に関わる都市間バス、いわゆる特急はぼろ号につきましては国などからの補助を受けずに事業者による独立採算によって運行しておりまして、本年3月から5月の実績ということで運賃収入ベースでの前年対比では55.4%の減というふうになっており、大変厳しい状況でございます。それで、札幌とを結ぶ唯一の公共交通手段としまして、今後においてもその役割を果たしていく必要があるというふうに考えております。

それで、計画書の内容につきましてご説明いたします。事業概要としまして、1の目的・効果につきましては、地域住民の交通手段の確保と交通事業者への運行支援ということでございます。経費の内容につきましては、補助金及び交付金ということで、積算根拠としましては羽幌札幌間のバスの燃料費ということで1便1台当たり7,000円、それから感染防止に関する諸経費ということで1便1台当たり3,000円ということで、運行便数に応じて補助金を事業者に対して交付したいというふうに考えております。それで、実施時期につきましては本年4月から来年3月ということで考えております。

続きまして、4番のハイヤー運行支援事業でございます。事業費につきましては140万円となっております。事業概要につきましては、ハイヤー事業者につきましても大幅に減収となっている状況でして、今後においても地域住民の交通手段の確保を図る観点からも町内の事業者2社に対しまして、保有車両1台につき20万円を交付するものでございます。2社の車両の保有台数につきましては、合計7台でございますことから、合わせて140万円というふうになっております。事業の実施時期につきましては、本年7月から8月ということで、議決をいただきましたら速やかに手続を進めまして交付したいというふうに考えております。

続きまして、5番の高速船臨時運航支援事業でございます。事業費につきましては231万7,000円でございます。離島航路につきましては、感染防止対策を講じた上で、現在フェリーを1日2便運航しているところでございまして、今年度の4月から5月における実績につきましては運賃収入ベースでの前年対比で36.6%の減となっております。

本事業の経緯等につきまして、少しでもご説明いたしますと、先般事業者のほうから新型コロナウイルスの感染症対策に関する段階的緩和、いわゆるステップ2への移行に伴いまして利用者の増が今後見込まれるということで、高速船を臨時便として運航することについてのご案内と合わせて料金の割引に対する補助につきましても依頼があったところでございます。それで、現時点での高速船の運航状況としましては、18日以降の土曜日、日曜日、それと祝祭日において、それぞれ2便を運航するという予定となっております。なお、8月以降の部分につきましては現在未定ということで、7月中旬以降に決定をするということで聞いております。ただ、事業費の積算の中では7月と同様に土曜日、日曜日とお盆時期までを想定した中で事業費を積算しているところでございます。

それで、計画書の説明のほうですけれども、目的・効果ということで、利用者等への感染防止と交通事業者への支援ということで、先ほど申し上げました今後ステップの移行などに伴いましてお客さんが増えるということに備えまして、航路を維持するための密を防ぐための対応ということで高速船を臨時的に運航することとフェリー料金との均衡を図る観点から高速船の料金を割引し、その割引部分について事業者へ支援をしたいというふうに考えております。経費の内容、積算根拠等につきましては、利用者数に運

賃の差額分を乗じたものを積算基礎としておりまして、利用実績に応じて事業者に補助金を交付したいというふうに考えております。事業の期間につきましては、本年7月から9月までということで、事務処理等を含めた期間で設定をしております。

私からの説明は以上でございます。

木村福祉課長 14:14～14:16

では、私のほうから6番の子育て支援応援金給付事業についてご説明させていただきます。

事業概要でございますが、今回の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降に生まれた新生児1人に対し、応援金といたしまして10万円を給付するものがあります。給付対象につきましては、本町に住所を有する者で、コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外出自粛等の影響により精神的負担などを受けた世帯を対象としており、令和2年5月31日まで外出自粛でありましたが、病院の受診等を控えていたことが考えられますことから、令和2年6月30日までに母子手帳の交付を受けた者を対象としております。ただし、妊娠後7から9週程度で母子手帳の交付を受けるのが一般的ではありますが、妊娠後10週目以降などに母子手帳の交付を受けるものも想定されますことから、7月以降に母子手帳の交付を受けた場合であっても同様の影響を受けたものと考えられる令和3年1月31日までに出生した者も対象としております。事業費につきましては、現時点で想定されております24名分の240万を計上しているところであります。

以上で説明を終わります。

鈴木健康支援課長 14:16～14:17

それでは、私のほうからは7番のすこやか健康センター玄関扉改修事業についてご説明をいたします。

これにつきましては、すこやか健康センター、外から行きますと自動扉がありまして、その次に手動の引き戸が、両開きの引き戸がありますけれども、これにつきましては感染症対策ということで、その部分を自動扉へ改修したいというものであります。総事業費につきましては、一式で77万6,000円という積算になります。これにつきましては、以前から要望等があった案件ではありますけれども、やはり感染症対策という部分も含めて、手動でありますとやはり先ほどの総務課のほうからもありましたけれども、手洗い場とかは健康センターの場合もともと自動になっておりますし、引き戸で消毒をしておりますけれども、夏場につきましては開けっ放しで触れないようにというふうなことはできますけれども、これから冬に向けて感染症の対策ということで今回ちょっと思い切りまして、2枚目の扉につきましてもそういう視点で自動扉にしたいということで計

上をさせていただいております。

以上です。

伊藤農林水産課長 14:17～14:21

私のほうからは、8番から10番の3事業につきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、8番の農林漁業者金融借入支援事業であります。こちらにつきましては第1次の計画のほうでも掲載しておりますが、その追加分ということでもあります。特に経営状況の厳しい農林漁業者等が緊急的な融資を受けた場合に、その借入れ融資額に対して一部支援するというものであります。事業費といたしましては1,390万円ということで見込んでおまして、第1次の計画のほうでは1個人、1法人の2漁業者分を予定しておりましたが、金融機関から借り入れる漁業者等が多いということで、追加といたしまして借入れ予定額を含めて15漁業者分ということで、記載のとおり1個人として50万円、3法人として80万円、11法人として100万円ということで15漁業者分を見込んでおります。中身といたしましては、融資額の10%以内ということで限度額、個人が50万円、法人が100万円というものであります。

次に、9番の水産業支援事業であります。こちらにつきましてはやはり経営状況が大変厳しいという漁業者等に対して、経営安定のための支援事業を実施する漁業協同組合に対して補助金として支援するというものであります。漁協として今考えられている支援事業といたしましては、経営規模ごとに応じまして定額の経営継続支援金を支給するとともに、各漁業者に対して経営維持に向けた各種の指導を行うという中身であります。内容といたしましては、個人漁業者132漁業者に対して一律10万円、法人漁業者に対して11法人ということで一律20万円、経営指導事務費といたしまして30万円の合計で1,570万円の事業費としております。

次に、10番の漁港利用料支援事業ということですが、こちらにつきましてはさきの6月定例会のほうで補正として上げさせていただいておりますが、大変経営状況が厳しい漁業者等が負担する漁港利用料相当額を支援するというものであります。対象といたしましては28漁業者ということでありまして、この事業とは別に建設課のほうが主管となりますが、港湾利用料のほうを免除しているということを行っておりますので、それと合わせてこの支援を行うということでもあります。

農林水産課としては以上であります。

高橋商工観光課長 14:21～14:23

私のほうからは、11番、12番の2つの事業についてご説明申し上げます。

まず、11番の休業要請協力金につきましては、概要につきましては北海道の緊急事態

措置により休業等の対象事業者となり、休業等の要請に協力した事業者に対し、協力金を支給するというものであります。内容につきましては、休業等の要請に協力した事業者のうち飲食業を除く事業者に対し、1事業者当たり20万円の休業要請協力金を支給するというもので、16事業者、320万円の事業費を想定しております。こちらにつきましては、さきの議会において予算計上し、決定されております。

次、12番、消費活性化対策事業につきましてご説明いたします。概要につきましては、こちらにつきましても第1弾で内容につきましてはクーポン券ということですが、第1弾と同様にコロナの影響を受けた町内の全ての町民及び事業者に対し経済支援対策を行うというもので、内容につきましては全町民を対象にした町民利用クーポン券を配布し、町内での消費活性化を図るということでクーポン券を配布いたします。1町民1人当たり5,000円として、利用区分については第1弾の状況を見ながらというか、確認しながら今後決定していくという予定になっております。総事業費に関しましては、クーポンの換金手数料、それからクーポン印刷等々を含めまして総額3,543万3,000円を予定しております。対象につきましては、基準日において羽幌町に住所を有する者として約6,800名、3,600世帯を想定しております。

以上です。

酒井学校管理課長 14:23～14:26

私のほうから資料ナンバー13から16につきまして説明をさせていただきます。

初めに、13番、オンライン学習システム導入事業であります。学校及び家庭におきましてタブレット端末を用いた学習が可能となるよう、そのシステム、クラウド環境の構築と端末の設定を行うものであり、端末を使用するに当たりましては各種設定作業が必要となるため、それらの業務を事業者に依頼するものであります。計画額は、クラウドシステム利用等の環境設定に292万円、タブレット端末の設定に531万円、コンテンツフィルターに394万8,000円、消費税を含め合計1,339万5,800円となっております。

続きまして、14番、家庭学習用通信機器整備事業であります。羽幌高校における学習支援体制の充実を図るため、Wi-Fi環境等が整っていない家庭に対しまして学習用端末及び通信機器の貸与を行うものであります。具体的には、高校における学習用端末の整備が令和3年度以降になる予定とのことから、今後の緊急時に備えまして遠隔授業の実施体制構築への支援として町でタブレット端末と通信機器の必要数を購入し、高校へ貸与するものとしております。計画額につきましては、学校で調査いたしました数量相当分として生徒用端末40台、教職員用1台、通信機器10台の購入額189万3,000円となっております。

次に、15番、公立学校感染症対策環境整備事業であります。羽幌中学校の図書室の窓が開閉できない状態であり、感染症対策を図る上で換気が必要となりますことから、そ

の取替え修繕を行うものであります。計画額は、その修繕費用として324万8,000円としております。

次に、16番、公立学校感染症対策環境整備事業であります。児童・生徒及び教職員等の感染予防対策として、町立学校にある手回し式の蛇口をレバー式またはセンサー式への交換を行うものとして、蛇口の場所や用途に応じて手法を考慮し、行いたいと考えております。内容につきましては、センサー式145か所、レバー式162か所、混合栓レバー式2か所の計309か所を予定し、計画額は739万6,000円としております。

以上でございます。

飯作社会教育課長 14:26～14:30

社会教育課につきましては、施設の所管及び事業の実施の観点から、主に感染拡大防止対策の事業を組ませていただいております。別紙でお配りをしております資料1（2／2）、事業ナンバー17からナンバー22説明資料、臨時交付金事業概要、社会教育課分を御覧いただきたいと思っております。

ナンバー17からナンバー22までの6事業につきましては、順に（1）から（6）ということで記載をしておりますので、こちらの資料により説明をさせていただきます。なお、この資料につきましては事業費の積み上げ資料でございますので、事業費につきましては円単位で記載をしていることをご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず（1）、中央公民館サーモグラフィー等整備事業でございますが、公民館にサーモグラフィーを設置し、一般利用や事業開催時の来館者の体温チェックを行うとともに、発熱が疑われる者に対しては非接触型体温計により実際に体温を把握してもらい、感染拡大防止を図るため機器を整備するものでございます。サーマルカメラや設定用パソコン、モニターなどサーモグラフィー機器一式と多点非接触型体温計の整備でございます。事業費は合計で100万5,400円でございます。

次に、（2）、総合体育館サーモグラフィー等整備事業でございますが、ただいまご説明いたしました公民館の整備と同様、総合体育館にも同じように機器を設置するため、事業費も同額の100万5,400円を見込み、計画するものでございます。

次に、（3）、オンライン講座用機器整備事業でございますが、社会教育事業における各種講座、教室等の開催に際し、特定の会場に集まることなくオンラインによる講座を開催することにより密を回避し、感染拡大防止を図るため必要機器を整備するものでございます。パソコンやウェブカメラ、必要な周辺機器等を含めまして、事業費は合計で34万6,434円でございます。

次に、（4）、公民館図書室オンライン予約導入事業でございますが、現在公民館図書室の蔵書については町ホームページから検索できるようシステムを導入しておりますが、これに予約機能を追加し、オンラインで検索から予約までを可能とすることで貸出し時



の図書室での滞在時間を短縮することができ、密を回避し、感染拡大防止を図るものでございます。事業費は、システムの改修委託料でございまして、33万円でございます。

次に、(5)、中央公民館トイレ蛇口改修事業でございまして、公民館新館側の各階トイレの手洗い場蛇口をコック式からセンサー式に改修し、非接触で使用可能とすることにより感染拡大防止を図るものでございます。具体的には、1階のトイレ蛇口、男女合わせて7基、2階のトイレ蛇口、男女合わせて4基、合計11基の改修を行うものでございまして、事業費は合計で88万6,897円でございます。

最後に、(6)、社会教育施設手指消毒液購入事業でございまして、公民館をはじめとする社会教育施設に来館者用の手指消毒液を配置し、利用者の感染拡大防止を図るものでございまして、消毒用エタノールの購入費として事業費3万7,400円を見込むものでございます。

以上の6事業が社会教育課の関連事業でございます。

清水地域振興課長 14:30～14:36

私のほうから、第2次のナンバー23と24、それと第3次の最後、ナンバー6につきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、第2次のナンバー23、宿泊者限定クーポン券事業であります。これは現在全町民にお配りしております5,000円のクーポン券の事業、それとナンバー12で説明させていただきましたこの事業と並行いたしまして、同じ店で使用できるクーポン券を町内宿泊施設に泊まっていた方にプレミアムつきで販売しようとするものであります。例えば離島の方が羽幌で宿泊した場合、その逆も考えられますが、宿での飲み物代などでも使えるというようなことで考えております。また、宿泊代としましても使用できることで考えておりますが、いわゆるどうみん割を利用して宿泊された場合につきましては、どうみん割側で他券と併用できないこととされております。③の積算根拠であります。3,000円分のクーポン券を1,000円で販売することとしまして、2,500セットを用意したいと考えております。販売場所は、町内の各宿泊施設にお願いすることとしまして、販売手数料として1セットにつき500円を支払うということで考えております。この欄の右側に3つ目と4つ目になります事業の始期と終期ですが、これから準備が整い次第開始しまして、利用期限を10月いっぱいまでと考えております。

続きまして、第2次の最後、ナンバー24と第3次の最後、ナンバー6につきまして、別途お配りしておりますA4横書きの資料、光ファイバー運営支援事業(第2次)・光ファイバー整備事業(第3次)をもとに、一括でご説明させていただきたいと思っております。

この事業につきましては、総務省のICTインフラ地域展開マスタープランによります光ファイバー整備の目標、令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らすというのを現行の国庫補助であります高度無線環境整備推進事業の裏に地方創生臨時交付金

を充てまして2年前倒し、令和3年度末までに達成させるというものでありまして、GIGAスクール構想ですとかスマート農業の推進に当たりまして、その前提となる基盤を全国的に整備するために、皆様ご承知のことと思いますが、今国のほうで非常に力が入っている事業と認識しております。

2番の整備費用等ではありますが、採算の取れない地域で整備運営しようとする事業者はない状況でありまして、(1)はもともとある国庫補助、下の図の左側の枠でも(1)と表示しております高度無線環境整備推進事業ですが、イニシャルの3分の1、金額で9,260万円は国から事業者へ直接交付されるものとなっております。次の(2)は、国庫補助裏3分の1が自治体負担となりまして、そのうちの80%が第1次の配当残3割であります第3次の臨時交付金限度額7,410万円になり、残りの20%、1,860万円は自治体負担とされております。(3)ですが、残りの3分の1を原則事業者が負担することとされておりますが、協議により自治体負担とすることができまして、その分と交付金の残り20%、1億1,130万円を全額過疎対策事業債または辺地対策事業債を活用できるとされております。なお、現在羽幌町の辺地は離島のみですので、過疎で考えたいというふうに思っております。(4)は、運営事業者のランニングコストに対しまして、自治体が一括負担金として支援する場合、今回の第2次の交付金の対象になるということで金額が8,500万円になります。

下の3番の整備箇所につきましては、羽幌川から南、それと寿3線から西が既に整備されておりまして、それ以外の地域にお住まいの方々あるいは各関係機関等と協議させていただきながら具体的に進めていきたいと考えております。

最後に、4番は管内の利用管内世帯別ではありますが、羽幌町は97.23%となっております。遠別町さんの100%というのは、羽幌の離島と同じ形態で直営で整備運営しているというものでございます。

説明は以上になります。

酒井学校管理課長 14:36~14:42

続きまして、第3次計画に掲載をしております学校管理課に関する事業について説明をさせていただきます。

初めに、公立学校情報機器整備費補助金（遠隔学習機能強化事業）でございまして。臨時休業等の緊急時に学校と児童・生徒とのやり取りを円滑に行うため、学校が使用する通信機器の整備を行うものでありまして、内容といたしましては町内学校の教員、教頭分としてウェブカメラ、ヘッドセットを購入するものでございます。数量は58セット、事業費として34万8,000円としておりますが、文部科学省の補助金7万9,000円を見込むため、町負担分となります26万9,000円に本交付金を活用したいというふうに考えております。

次に、公立学校情報機器整備費補助金（G I G Aスクールサポーター配置支援事業）であります。学校におけるI C T運用設計や使用マニュアルの作成のほか、教員への研修等を行うため、I C T技術者等による支援による実施体制を推進するもので、スクールサポーターとして事業者から専門員の派遣を予定しております。対象につきましては、町内町立学校全校で行うものでありまして、事業費は人件費、旅費、消耗品に係る費用の合計200万円ですが、うち文科省の補助金100万円を見込むため、町負担分であります100万円に本交付金を活用するものとしております。

続きまして、学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策マスク等購入支援事業）であります。学校での感染症対策の徹底を図る上で必要となる手指消毒液や子供用マスクの消耗品等を購入するもので、内容は学校からの必要品を聴取し、それらを購入するものとしております。計画額は、全学校分を合わせまして51万円であり、うち文科省補助金7万5,000円を見込むため、町負担分である43万5,000円に本交付金を活用するものであります。

続きまして、教育支援体制整備事業補助金であります。休業により遅れた学校活動を円滑に推進する人材として、学校授業等の支援に係る人材を2名の配置を見込んでおります。具体的には、羽幌小学校から要望のありましたスクールサポートスタッフと学習指導員各1名ずつの配置を考えており、8月以降の雇用を想定した人件費を計画に掲げたものであります。計画額は240万6,000円、うち文部科学省補助金120万2,000円を見込み、町負担分である120万4,000円に本交付金を活用するものであります。

次に、学校保健特別対策事業費補助金であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一斉臨時休業及び臨時休業からの再開に係るものとして、各学校で必要と思われる各種整備を行うもので、感染症対策のための保健衛生用品や学習保障等に係る必要な資機材を購入するものであります。事業概要といたしまして、各小学校では消耗品としてラミネートフィルムや掲示用カード等150万円、備品購入としてサーキュレーターやプロジェクターなど450万円、中学校では消耗品としてラミネートフィルム、画面保護シート等100万円、備品購入としてサーキュレーターや大型テレビモニター等300万円、高校では消耗品としてケーブル等75万円、備品購入としてモニター、モニタースタンド等225万円を予定しております。文部科学省による学校ごとの支援額につきましては、学校種及び学校規模で決められており、羽幌町内における小中学校の上限額は小中学校で各100万円、高等学校は150万円となっております。この国の補助金が2分の1でありますことから、その倍の額を計画額として掲げているものでございます。事業費総額で小、中、高6校を合わせまして1,300万円、うち文部科学省補助金650万円を見込むため、町負担分であります650万円に本交付金を活用するというものでございます。

以上でございます。

村田委員長

これで説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手願います。

－ 1 の主な協議内容等（質疑） － 14:42～17:08

逢坂委員 それでは、私から何点かお願いと確認ということで質問したいと思えます。

まず、先般の1次補正のときに、たしかお風呂の件について質問をして、そのときに漁村改善センターを活用するというふうな話をされたので、その後現状を直すというような返答だったと思うのですけれども、その辺は整理的にはどういうふうになったのか、まずお聞きします。

宮崎課長 お答えいたします。入浴支援事業ということで、そのうちの入浴場所の一つとしておりました漁村改善センターにつきましては、開設に当たってシャワーの水栓を交換する必要がありましたので、これについて修繕をし、準備をしておきました。ただ、その後5月末まで開設してはいたのですけれども、その後利用状況がなかったということで、その後においての修繕はしていないというような状況です。

逢坂委員 それでは、漁村改善センターは使用しないということで。であれば、万が一そういうコロナの関係で休業とか、ホテルとかが使えなくなった場合の対処はどういうふうを考えているのか。

宮崎課長 お答えいたします。仮にホテルが休業になるという場合には、まずは現状の中で考えたいというふうに思っているのですけれども、その状況によって修繕が必要だということになりましたら、予算を見ておりますので、その中で考えていきたいというふうに考えております。

逢坂委員 であれば、そこを利用するということがよろしいのですか。それとも、そこは一切使わないで、そうしたらどうするのかということなのですか。けれども、そういう例えば修理する、修繕するという部分の見積もりを取って、きちっと幾らかかって使えるようになっていきますよとか、いつま

でにきちっとしますよというようなことは全く町としては考えていないということですか。

宮崎課長 お答えいたします。現状の中では、ホテルの休業という部分がないので、現状の中ではただいま委員さんからのご指摘のあったような見積もりを取っておくとか、そのような準備というのが現状としてはしていないということでございます。

逢坂委員 ぜひそこをやっぱり町として万が一のことを考えて、きちっと対処するようによろしくをお願いします。

次、質問をいたします。次は、先般1次でも飲食、旅館業等についての甚大な影響を受けている町内の飲食、旅館業に対して持続、継続するための支援金ということでたしか20万円、飲食店が65、それから旅館業が25、事業所にそれぞれ支援金を出したわけですが、その中で私が一番ちょっと気になったのはいきいき交流センター、ホテルサンプラです。これは、6月は1か月たしか休業をされていたと思うのです。そうすると、相当数減収だったと私は思います。それで、今回のこの臨時交付金の中を見ますと、私としては何らかの形で大きな金額、その減収率、羽幌町においてもバスのほうとか、こういう部分については今回補填されていますけれども、全くホテルに対しては1か月休業された割には一円の補填もない。20万は国から、道からも幾らかは来ます。町としてどのように考えているのか、まずお聞きします。

駒井町長 ただいま調査中でございますので、今後に向けてやっていきたいと、早急にやりたいというふうには思っております。

逢坂委員 そうしたら、これから検討されて支援をするという方向でということではよろしいでしょうか。金額的には、例えば幾らまでというのは今は出せないということで。

駒井町長 ただいま検討中でして、まだ金額のほうは出せる状況ではないので、またよろしくをお願いします。

逢坂委員　もう一回確認なのですからけれども、10日に臨時会ありますけれども、これまでにはきちっとした金額というか、そういうものは提示されるということによろしいでしょうかね。

駒井町長　期限については、まだはっきり申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

逢坂委員　分かりました。まずは、それはきちっと精査をして支援をしていただきたいということを町長のほうからするということなので、それは確認しました。よろしくをお願いします。

それから、これはお願いなのですからけれども、1番、2番の防災関係なのですが、今は本当に九州地区、本当に全国、北海道はたまたま何ともないのですけれども、線状降水帯という大豪雨で大きな被害になっています。今回の臨時交付金の中にもある部分、このコロナに対する関連でいろんな部分の予算はついていきます。私の要望なのですが、1世帯に1個でいいのですけれども、防災グッズ、言っている内容は分かると思うのですけれども、要するにリュックサックで、よく各世帯、ある世帯もあるのですけれども、私のところもあります。ただ、全世帯を見ると、ほとんどないのではないかと思うので、ぜひ防災グッズ、これを何とか臨時交付金で整備できないのかなど。これは要望なのですが、そういう考えは持っていませんかね。

村田委員長　暫時休会します。

(休憩 14:52～14:52)

村田委員長　休会前に引き続き会議を再開します。

敦賀課長　お答えいたします。ただいま逢坂委員のほうからご要望がありました防災グッズの購入ということでございますが、それで基本的に今総務課のほうで計画しているものについては、基本的には避難所に関する部分ということで、国のほうでこういうものは該当になりますよという部分につきまして予算のほうを考えて計上しております。あと、必要なそうい

う備蓄、マスク等、消毒液等もその中に含めて、マスク等も何かあれば全世帯には配布できるぐらいの枚数は用意しているということでございます。

あと、防災グッズという部分でございますが、国のほうからもお願いというか、各家庭で用意していただきたいという部分では、そういうマスクだとか消毒液、その他もろもろの部分につきましても全て自治体が用意するのではなくて、各家庭においても用意すべきものということで周知もされているところでございますので、その辺につきましては広報等を通じてそういう準備をしていただくということでお願いをしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 逢坂委員

それも分かるのですけれども、これは防災、例えば避難する場所については当然3密を避けるためにいろんなものを、今は2メートル離しなさいとか、いろんな部分でやっているのですけれども、この防災グッズというのは感染防止のためにもなるし、備蓄のものも5年、10年、永久のものもたくさん実は入っているのです。こういう便利なものをぜひ、これは国のほうにも僕は確認しているのですけれども、防災グッズもオーケーですよというふうになっているので、ぜひこれはご家庭で、個人で何か、今は羽幌町は災害が少ないので、関心がないのかどうか分かりませんが、なかなかこういうセットを持っている方って少ないと思うので、その中に例えばマスクなり、小さな消毒液なり、ゴム手袋なりを入れて、やはり避難するときにいち早くそのバッグだけあれば何でも、下着、言葉はちょっと悪いのですけれども、下に着るものも含めて入れておけば避難するときにスムーズに避難できるのです。こういう便利なものをぜひ町として、やはりこういう臨時交付金というのはコロナのためイコール災害対策も、実は今も大変な事態で国のほうもそういうことは理解してくれているのです。ですから、そういうこともぜひ臨時交付金で、こういう事業こそやはり町民のために私はなると思うのです。こういう事業こそ、やはり町民のためになると。要するに町民が、ああ、いいものを例えば配ってくれた、これは羽幌町さん大したものですねと逆に言われると思うのです。ですから、僕は先ほどお願いということで言ったのですけれども、その辺どうですか、もう一回考え直すとかはないですか、

検討するとか。

敦賀課長 お答えいたします。ただいま逢坂委員おっしゃることは十分理解するところなのですけれども、基本的には新型コロナウイルス感染症の感染予防という部分に対しての備蓄品の備蓄をしていくというような部分でございまして、その辺は各家庭でやっていただくものはやっていただく、町としてやっていかなければならないものはやっていくと、そういうようなちょっと仕切りの部分で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

逢坂委員 ぜひこれについては、備蓄ではないのです。備蓄というか、私に言わせると防災というか、コロナの関連するものについても当然これはつながると思うので、個人でやってくださいというのも分かるのですけれども、こういう臨時交付金があるときにこそ、そういうものを配布してあげることが私はいいのではないかと言っているのです。それは、町民のためにならないと思っているのですか。もう一回聞きます、町としては。

駒井町長 私から申し上げさせていただきますが、逢坂委員がおっしゃるとおりでございまして、決して町民のためにならないというふうに思っているわけではございませんで、今回いろいろな部分でコロナ対策あるいは避難所ということで様々な角度から検討した結果、こういう形になっておりますので、今後ともそういうことも1つ念頭に置きながらやっていきたいとは思いますが、今回の件につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

逢坂委員 この件については早急に、いろんな一般予算の中でもできるわけですから、これから台風シーズンになりますので、ぜひ検討願います。最後、1点だけ。12番です。消費活性化対策事業なのですが、これまた前回クーポン券、5,000円のクーポン券を配布したというふうになっています。これは、今回も町民1人当たり5,000円ということで大変いいことかなと私は思います。それで、金額についてはどうのこうのとは言いませんが、ただシステムとして実施するシステム、今回多くちょっと



老人の方に聞いたのですが、交換しに来るのが大変だと。全員に当たるのに世帯を代表して来るというのが大変だと。できれば、クーポン券をその世帯に郵送してほしいという意見が多く、私の関係なのですけれども、聞こえたのです。だから、私としてはぜひこの今回新たに2回目に実施しますクーポン券、これを郵送という形でできないものかどうか、ぜひ検討をしていただきたいのですが、どうですか。

高橋課長 お答えいたします。その交換に関しては、うちのほうも郵送ということも考えたのですけれども、クーポン券自体が金券という扱いになりますので、普通郵便で送るという話にはなりません。約3,600世帯全て配達記録郵便等々で送りますと、それだけの郵便料がかかるということで、今回というか、1次に関しては今回やっている形にさせていただいております。郵送でということは何人か交換されにきた方も言っていたのですけれども、こういうことで金券なのでということで、その都度その来た方には説明してご理解はいただいているなどは思っておりますが、意見もあるということは承知しておりますので、その辺にしてみよう少し検討してみたいなどは思っております。

逢坂委員 すみませんね、長くて。それであれば、郵送に係る経費、例えば3,500世帯に郵送すると、金券だとした場合の試算は出されたのですか。

高橋課長 一応その世帯によって1枚ないし1枚から5枚、8枚まで入る世帯がありますので、一概に1通当たり幾らという計算はできないのですけれども、ある程度算定した結果、三、四百万かかるという……たしか100万は超える郵送料がかかるということだったので、少しちょっと考えるかなというところで1次のほうはこういう形にさせていただきました。

逢坂委員 ぜひ300万かかっても、ほとんどの方は郵送していただければ本当にありがたいと。1回1回来るのが大変らしいので、まだたしか行っていない方もたくさんおられて、ぜひ3,500世帯ですから、郵送してくださいよ。町長、よろしく申し上げます。どうですか。検討をお願いします。

駒井町長 大変貴重な財源でございますので、ぜひとも元気な方はこれを機会に役

場のほうにおいでいただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:03～15:11)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。  
それでは、質疑を続けます。

森 委員 私のほうからは、今回の2次補正の基本的な形と3次について若干確認をして中身の論議に入っていただきたいと思ひますので、質問させていただきます。

まず、1点目、2次補正に関して、一応総務省のホームページ上では先行受け付けが7月30日、最終受け付けが9月30日ということが発表になっております。説明はなかったということの前提で、ただ前回の第1次補正のときには、その以前に道のほうに1度出すという期限があつて、それに合わせて間に合わせなければいけないということがありましたので、第2次補正はどうなっているのかということをもつと聞きしたいと思ひます。

大平課長 お答えいたします。国のほうの計画の提出なのですけれども、今森委員おっしゃられましたとおり、先行受け付けについては国のほうへの提出期限が7月31日、遅くても9月30日が計画の提出期限になっております。これに伴つて羽幌町といたしましては事業計画もできるだけ先行受け付けのほうに乗せさせていただいて、この申請によつて後の交付金の申請等々も前倒しになりますので、できるだけ早くやりたいと、先行のほうになりたいという形で考えております。これの提出なのですけれども、1次と同様、国のほうに出す前に振興局、道を経由しての提出となっております。振興局のほうから、先行分の提出期限につきましては今月の16日、ここまでに出したのものについては先行受け付け分として国のほうへ提出するという形で通知が来ております。

森 委員 次の質問にも関わるので、続けて言いますけれども、今のその意味はというのは、先行分ということですので、7月16日までということですが、今回の特別委員会に提出された合計が2次としておよそ2億2,000万弱と。実際羽幌町の配分というのは2億8,000万強、約2億9,000万、残が6,000万か7,000万の間があるということですが、その辺について例えば7月16日までに今の段階で出すと。残りに関しては、場合によっては9月31日までの間にさらに追加分の具体的なものが出てきたときには出せるということなのか。プラス今回基金が、前回1次は駄目ということでしたけれども、ある程度基金が認められるということですので、今回の今の方針としてはその残額がほぼ基金としてイメージとして持って今回の予算を提出したのかという点について確認したいと思います。

大平課長 お答えいたします。まず、最初のほうのご質問のまずは先行の部分で出しておいて、追加分については9月30日の間までに出してもいいのかということなのですけれども、これにつきましての国のほうからのQ&Aがございまして、基本的に先行受け付けで出すか、9月30日の最終で出すか、どちらかにまとめて提出をしてほしいと、そういう形になっておりますので、基本的には先行分が出した部分についてはそれで一旦終わりということ、残った分につきましてはまだ日程等々確定したものは来ていませんけれども、先ほどご説明いたしました3次の交付、これにつきましては基本的には国の補正予算に伴う国の補助事業、これの地方負担分について、それを算定したものが交付される形になっております。これについては、ちょっと時期が未定なのですけれども、先般国のほうの説明会のほうで話されていたのは、最初うちのほうにペーパーで来ている部分については結構遅い時期、冬ぐらいではないかという形でペーパー上は来ているのですけれども、国の方々が説明している部分については遅くとも9月中ぐらいには国の補助事業について固めたいと。早ければ9月30日ぐらい、9月末もしくは10月の早い段階に交付金の額等々を示せばという話もございまして、そのときに2次の残額、もし1次のほうが執行状況が例えば小さいとか、そうなってれば最終の変更がその3次のときが最終になりますので、1次、2次、3次の分を合わせた金額を見ながら、使えるものがあれば追加でやるなりを考えたいと思っております。

今度は基金のことなのですけれども、今回残した金額につきましては先ほど若干最初の段階で触れさせていただいたのですけれども、基金に積むという考えではやっているわけではございませんで、基本的には基金のほうも積める形では来ておりますが、基本的に基金のほうに使える事業というものが大分限定されております。まず、1つ目とすると利子補給事業、これですとか信用保証料の補助、これについては使える形になっております。もう一点については、ちょっと僕らのほうでもまだ上手に把握できていないのですけれども、事業内容、例えば交付対象者ですとか充当する経費が明確になっていて不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業という形になっております。どちらにしても、もし基金をつくる場合については条例によって事業が担保されることという形にもなっております。必ず2年度までに事業着手、まずその利子補給については基金をつくったとしても令和7年度末までに完了、それ以外の不確実な事業という部分でいきますと、これは令和4年度までで廃止しなさいという形になっておりますので、現状当町といたしましては基金に積んでおいて利子補給等々するというのも今は予定しておりませんので、できるだけ留保しているお金につきましてはなるべく今年度中ぐらいに使えるもの、その残り部分どうなるか分かりませんが、それを確認しながら、また庁舎内等々、また議員の皆さんのほうにもご相談させていただきながら使えるお金のほうを回していきたいというふうに考えております。

森 委員

3次のほうは後でと思ったのですが、説明がありましたので、少しその前に2次のほうの先ほど言ったおおよそ6,000万から7,000万の残額、かつ締め切りが7月16日、それと同時に先ほど逢坂委員のほうからアンビックス、サンセットプラザ経営についての1か月余りの休業、それは触れていませんでしたけれども、僕らはそれよりも大きいのはその前の3月、4月の売上げ減、これは議会のほうで課長のほうから具体的な説明もあったので、かなり大きい額だということは把握しております。その辺について、先ほど調整中ということでしたけれども、確認しますけれども、そういうことからすると、今のタイムスケジュールからすると7月16日までにはそれを出していかないと、この交付金事業の中のものとしては、先ほど基金もあまり積まないということでしたので、運用でき

ないのではないかという気がするのですが、個別のそのことに加えて6,000万から7,000万については7月16日までの間に改めて議会のほうに具体的なものを何点か、10点か、20点か分かりませんが、足して加えて報告があるのか、その2点についてちょっと確認したいと思いますので、お願いします。

大平課長 お答えいたします。国のこの臨時交付金事業につきましては、基本的には遡及等々をしても対象になる事業になっておりますので、この指定管理者に対する助成等々ですけれども、今内部で調整を進められている形になっておりますので、間に合うようであれば、そういう提示があるのかもしれないけれども、間に合わなかったとしても何らかの支援を決定した場合、支援の仕方によって今回の2次にもし間に合わなくても3次の段階で申請することが可能になりますので、もし今回の2次に間に合わなくてももし交付金を活用した支援ということであれば、3次のときに交付金対象ということで申請するのは可能というふうに捉えております。

森 委員 少し平たい表現で確認したいと思いますけれども、今の説明でいくと仮に2億2,000万で行きますよと。7,000万余りますよと。それについては、全くそのまま出して、それがそのまんま3次のほうに上乘せということも可能性があるということに理解してよろしいでしょうか。

大平課長 お答えいたします。基本的にこの交付金につきましては、1次分の交付額、2次分の交付額、これについて基本的には限度額という形で交付予定になっておりますので、例えば今現時点でうちでいくと6,000万弱残しておりますけれども、残ったからといってこの分をカットされるということはない形になっております。あくまでもそこについては、国のほうとして確保していただいておりますので、最後の3次の段階でその1次分も含め全額の1次分、2次分、3次分の交付額、この限度額を合算したもので中で動かしても構わないという形で通知が来ておりますので、3次の段階ではもうそれを出した後は基本的にもう変更できませんので、3次のときにはかなりかつちりした金額にして、最後に残すことのないような形で申請するというふうに考えております。

森 委員

3次のほうのことも兼ねてということです。1次は、実は1次のときの説明としては当然執行残も考えられるので、七千何百万を加えて多めに出しますと。結果として、その程度に収まるか、少しぐらい足を出してもいいと思うので、多めに出しますというようなことからして、その時点では3次の説明もあまり国のほうはなかったもので、その対処はそれでよかったと思うのですが、今のまま行くとさっき6,000万から7,000万と言っていましたけれども、それが食い込んでくると残り3,000万ぐらいみたいなことになるのかなという気も若干します。その上で、ではこの期限が、3次が期限がまだ全然はっきりしていないので、そこはちょっと悩ましいところではないかなと思いますけれども、貸付金だとか、そういった類いというのは一定期間を見ないと結論が出てこない部分がありますので、どこで見切りをつけるか。見切りをつけて具体的にやりたいことがあるのであれば、むしろそっちを優先して、そこは将来足りなくなったら3次のところで調整した中でぐっと抑えて一般財源のほうから出すような形にしなければ、結果としてそのトータルの金額は余すということだけはやめてほしいなというふうに思っております。

もう一度、先ほどのアンビックスの件、実は各委員、非常に今回メインの予算として出てくるのだろうという予測のもとに、これからどうなっていくのだろうということも含めて関心が高かったというのは事実であります。先ほど町長の答弁がありましたので、ここでどれだけこれ以上を、相手があることですから、私が求めていいのかというのは非常に悩ましいところが実態ですけれども、実際に今回いろんなメニューがあって、もらえるところは非常にみんな喜ぶことがメインにはなっているけれども、実際に影響が大きいところ、実際に今後に対していろんな課題、非常に影響が大きい部分として、やっぱりそれを上回る部分というのは沿岸バスとそれぐらいしか、まずはそれがナンバーワン、ナンバーツーかなと思っておりました。それは、今この時点でやっぱり調整中ということだけで済ませていいのかなという思いがありますので、できれば言える範囲ということですが、何がどうい問題があつて調整中ということではしか言えないのか。6月の議会の磯野議員の一般質問に対しては非常に前向きな答弁で、具体的にやりますということを答弁の中で町長はおっしゃっていましたので、その辺の整合性も含めてやっぱり関

心を、非常に町民のほうまでいろんな話が広がって、関心が非常に深まっておりますので、この時点である程度のこと聞いておく必要があると思うので、改めての質問になりますけれども、どなたでも結構ですので、答弁をよろしくお願いします。

村田委員長 暫時休会します。

(休憩 15:25～15:25)

村田委員長 休会前に引き続き会議を戻します。

駒井町長 正直なところは、委員おっしゃるとおり前向きに答弁して、前向きに考えているところですが、現実問題で言うと調整中という段階で、お話しできるところは金額のそういった関係になってきますので、今申し上げられるところという数字はないのです。それでご理解いただきたいと思います。

森 委員 数字的には、先ほどの答弁で数字は無理だなというのは、私としては数字をおっしゃっていただきたいとは思っていません。ただ、やはりこれだけ今町にも非常に話が広がっているということが、いろんな言い方をされておりますけれども、現実は今非常に大きな額の売上げ減、ナンバーワンだと思いますよ、この地域における企業としての損害額というのかな、あれとしては。そういう現状にあることに対して、やはり町が補填をするという方向を6月議会の答弁の中で出している。それがやはりやるのだという、調整中と言ったって、絶対やるのだけれども、今は調整中なのですよねと、ニュアンスが伝わってこなかったというのが1つ。それと、やっぱりこの先に向けて、実は先ほど逢坂委員が風呂が両方止まったらどうするのだという話もしていましたけれども、前回私は議長としては異例な形でこちらでは質問をさせていただいて、途中で実際には収めたものは収めたのですけれども、あの時点でふわっとの予算を通してのわけですよね、ふわっとに対するあれで。そういうことを両方考えていくと、こっちが駄目になったら、ふわっとへ行けばいいのではないというのは実はそのときからあったのではないかというよう

なうがった見方もしていたのです。ところが、6月のその後の補正の後の定例会では完全に前向きになったので、これは大丈夫なのだなどというようなことを勝手に思っていました。やっぱり今の答弁だけやり取りしていると、調整中だけでは駄目なので、やっぱり町民も関心を持っていますから、本当にもう一度改めて前向きの中での調整だというふうに理解したい部分がありますので、そういう整合性を取れるような答弁をお願いしたいと思います。今まで言ったこととの整合性を取れるような答弁。

駒井町長 現実的には今申し上げたとおりで、それでいっぱいいっぱいと言うしかないですね。

森 委員 言い方を変えますけれども、6月の磯野議員の答弁はそのまま生きています。そこから何かを変えたとか、そういうことはないということは確認したいのですけれども、いいですね。

駒井町長 今問題にされているのは、この2次で交付金で支援金等を出すか出さないかということだと思えるのですけれども、その部分については磯野議員の質問に答えたとおりでございますので、また繰り返しになりますけれども、金額等についてはまだちょっと申し上げられないということでございます。

森 委員 あと、先ほどの話に戻りますけれども、残りのやっぱり1次のあれというのは、私の感覚としては執行残が見込めるものも含めたものとして考えておりますので、やはり今回6,000万余りが一応まだあるという前提で理解をしております。そこで、3次との兼ね合いというのはもちろんありますけれども、やはり急ぐものは急いで出してあげることによって物事がうまく進んでいくということがありますので、今の話の流れでは何を言いたいということも理解していただきますけれども、そこは相手のあることですので、お互いに誠意を持って進めていってほしいと思います。また、3次についてもかなり今までも国会で予算を通してすぐ、前回であれば次の日に来た。今回は土日を挟んであれだということで、先が見えない部分がありましたけれども、今でもあやふやな部分



はありますけれども、3次の中で全体調整ができるということが、いろんなものが今度見えてきましたので、少しじっくり腰を据えた、私は6,000万、3次でもいいと思います。場合によっては腰を据えて、なくならないということであれば、将来の羽幌にも関わってくるようなものが、どちらかというところ今の対策よりも先に考えているものも急に言われて急に出てくる部分もあるかもしれませんけれども、含めて前向きに検討をお願いしたいと思います。これについては答弁は結構ですので、とりあえず私としてもこれで終わります。

村田委員長 ほかに。

阿部委員 僕のほうからは、まず5番目の高速船臨時便運航支援事業ということで、先ほど課長の説明のほうから7月に高速船の臨時便を出すということでしたけれども、その中でやはり気になるのが感染防止ですよね。今までは便数が出していなかったり少なかったもので、いいのかもしれないですけども、やはり便数を、臨時便を出すことによって例えば羽幌のフェリーターミナルであったり、両島のフェリーターミナル、その辺の感染防止対策という部分では今よりも強化するのかどうか、その辺をまず確認としてお聞きしたいなと思います。

宮崎課長 お答えいたします。感染防止対策ということですが、今までも事業者の理解のもとでしっかりと対策についてやっていることというふうに僕も認識をしておりますので、そこについては継続する形でやっていただきたいというふうに私のほうも考えております。  
以上です。

阿部委員 今課長のほうからも事業者さんのほうでやっていただいているから、それを継続ということですが、やっぱり心配なのが島に渡ったときに、例えば町外の方がだんだんと移動に、解除されて来る中で、例えば島に渡ったときに本当に何か起きたときというのが非常に心配だと思うのですよね、島に住んでいる方。となったときに、例えば乗船する際に1人ずつ体温を測ったりしているのか、その辺もちょっと心配なので、改めて確認としてお聞きしたいと思います。

宮崎課長           お答えいたします。乗船時の検温につきましては、券を売るときに1人1人行っているということで聞いております。

阿部委員           以前もそういったようなことも確かに言っていたなとは思いますが、やはり本当に心配なのが島に渡った方がそこで例えばコロナを持っていて、そこで感染が拡大してしまったら本当に困るということだと思いますので、そういった部分は今まで以上に本当に気をつけて取り組んでもらえればなと思います。

                          もう一つが23番、宿泊者限定のクーポン券なのですが、今の高速船の臨時便とかにも絡んできますけれども、これは一応10月いっぱいを用意しているということでしたけれども、開始時期というのはまだ未定なのかどうなのかお聞きしたいなと思います。

清水課長           お答えいたします。幸いにして現在全町民にお配りしているクーポン券がございます。その流れといいますか、ほぼ同じ流れで乗れるかなと思っておりますので、補正予算を可決いただきましたらすぐ着手いたしまして、めどとしては7月中には開始したいなというふうに考えております。

阿部委員           7月中ということですので、これなんかも町内に住む方だけで済ませるような事業ではないと思うのです。やっぱりよそから泊まりに来た人が使ってということになるのかなど。どうしても町内の人間が地元の宿泊施設を使うということも、仕事とかプライベートで離島に行った場合は使うでしょうけれども、やはり宿泊施設というのは町外から来る方がメインだと思うのですが、しつこいようではありますが、先ほどのフェリー同様、宿泊施設等に関してもそういったやはり今後心配になると思うので、その辺の感染防止対策というのも併せて考えられているのかどうか、その辺答えられる方がいればお答えいただきたいと思ます。

高橋課長           お答えいたします。その関係につきましては、旅館業を含めて飲食業もそれぞれの業種が対策を打たねばならない状況にあると思います。その

対策に関しましては、事業者責任において対応されるものうちのほうは考えておりました、それに対する支援ということも考えたのですけれども、既にもう対応されている事業者も多く、店舗の大きさによってそれぞれやり方も変わっておりますし、ちょっと一定の支援が難しいということで、ちょっと今回に関しては載せてはおりませんが、その辺に関しましてはホテルも合わせてそうですけれども、コロナ対策をしっかりとした上でということでの周知というか、北海道の新しいスタイルというところも含めてその事業者関係には周知しております。

阿部委員           そちらのほうは、今までどおりという、引き続き対策を打っていくということだと思いますけれども、この宿泊者限定クーポン券事業というのを発信はしていくのですかね、町外の方であったり。その辺は、どのように進めていこうとしているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

高橋課長           お答えいたします。地域振興課等と連携しながらやっておりますから、うちのほうでお答えいたします。まず、旅館のほうには、これからですけれども、こういうクーポンをうちのほうで打ち出しますということで、お願いできるところにはお願いしていく予定ではあります。ただ、6月議会等でも言ったとおり積極的な周知という部分がうちのほうでは今できない状況、これからも少し考えていかなければならない状況でありますので、旅館にポスターを貼るとか、そのレベルの周知しかできませんが、既に今旅館のほうにも業者を含め観光客は少ないですけれども、来ていらっしゃる方も多いので、そちらの方が利用できるようにということでも7月中にはスタートしたいなとは思っております。

阿部委員           本来でしたら、こういった事業をやるとなれば、本当に町外に向けてでも周知して、少しでも地域経済の活性化に役立てばいいのでしょうかけれども、こういったときなので難しいのかなとも思いますので、できるだけ町内の宿泊施設の方に泊まってくれたお客さんが利用してもらえるようなふうをお願いしてもらえないのかなとも思いますので、そちらのほうはよろしく願いいたします。

次、24番の光ファイバー整備に必要な運営経費支援事業ということを知りたいのですけれども、GIGAスクール構想及びスマート農業という

ことで、これに対しては通信事業者に対しての支援になりますけれども、スマート農業のほうで、僕も本当に詳しいわけではないので、あれなのですけれども、せつかく基盤整備するに当たって、例えば農協さんであったり農業に従事する方たちにもある程度こういったことをしますよというのは確認済みなのかどうなのか、まずお聞きしたいなと思います。

伊藤課長      お答えいたします。スマート農業ということで、スマート農業と言いますのは基本的にはロボット技術ですとかICTを活用いたしまして省力、高品質生産を実現するといったところ辺で、担い手不足と高齢者対策といったところ辺で十分に効果のあるものだと思っています。今回は地域振興課のほうでこの事業ということで挙げていく中で、その間JAさんのほうとも若干そのスマート農業等に関わる部分で今回の交付金というようなお話もちょっとしたところではありますが、今回は当課といたしまして1次産業という部分ではやはり漁業といった部分がかなり漁獲金額が落ち込んでダメージが大きいということで、できるだけ即効性の高い支援といったところ辺を今回限られた予算の中でやっていきたいというようなところ辺でJAさんのほうとも話はさせていただいております。基本的にJAさんのほうで考えられている部分としては、一番先に出てくるのが多分トラクター等のGPSに関わる自動補正を使った中での事業というのが多分メインになってくるのかなとは思っています。ただ、今回地域振興課のほうでこのような形で光ケーブルを引いて、スマート農業の前提となる高速データ通信という部分が可能となりますので、これらを活用していく中で今後JAとしてどのような方向性、全てスマート農業と言っても多種多様にありますので、そこら辺も含めて今後はこれらの基盤整備をうまく使いながら、お互いに経費削減にも努めながらやっていければなというふうには考えているところです。

阿部委員      まずは基盤整備をしてということでしょうけれども、今回この交付金を活用して通信網の整備ということですが、やはり時代はICTのほうが進んで、国のほうでも進めている中で、先ほど伊藤課長のほうからも農業で言えばロボットであったり、本当にトラクターのGPSといった部分で、例えば今後そういったものを導入する際の補助等も今後検討していくのかどうなのか、まだそこまで行っていないのか、そ

の辺もお聞きしたいなと思います。

伊藤課長 お答えいたします。具体的なこのような方向性といった部分が煮詰められていない状況でありますので、今この場で補助どうのという部分についての明確なお答えというのは正直難しいかなとは思っていますが、そこら辺につきましてはJAさん、あとは農業者さんの負担等も出てくる話でありますので、これらを事業等を実際に進めるに当たりましてはそれらの要望等も聞きながら、また町長のほうとも相談しながら、どのような対策が打てるのかといった部分は考えていきたいとは思っています。

阿部委員 せっかくですので、こうしたICTの推進をしていくわけですから、本当に今回整備して、それで羽幌町としてICTのほうがそれほど進まなかったなということではなくて、やはりこれを機会にどんどん、どんどんと農業以外でも当然あるかと思っておりますので、そういったICTの推進ということでぜひともお願いいたします。

あと、1つ最後に、僕も6月にコロナ対策のほうで一般質問しまして、家賃に対しての補助、非常に厳しいところもあるので、そういった部分、国の上乗せ支援ということをお願いというような形の質問でしたけれども、その辺は検討されたのかどうなのか、まずお聞きしたいなと思います。

高橋課長 お答えいたします。そちらの部分に関しましても、うちのほうでは検討はしていたのですが、先ほどのコロナ対策と同様、家賃に関しましても持ち家で持っている方、それから家賃で持っている方、様々な形態になっているものですから、そちらについても今すぐという形にはならないかなという形で今回は載せておりません。

阿部委員 今回検討はされたのでしょうかけれども、載っていないということで、確かにそこも探していくというのが非常に時間もかかりますし、大変な部分も分かりますけれども、やっぱり商工業、どの業種、やはり何らかの形でコロナウイルスの関係で人が出ていく、町中に出て歩くのが少なくなってきたり、いろいろな関係で仕事が減っているとお聞きしています。そういった中で、確かにクーポン券を実施するのも効果的でしょうけれ

ども、やはり本当に困ったところ、不足しているところに対しての支援というものもぜひ第3次になるのか、その辺はあれですけども、その辺もぜひ今後考えていただきたいなと思いますけれども、改めてしつこいようですが、お答えいただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。阿部委員のおっしゃることは分かっていますけれども、うちのほうとして何ができるかというのは、これからいろいろ関係機関とも相談しながら考えていきたいかなとは思っております。

平山副委員長 ちょっと確認させてください。先ほどのホテルの関係なのですが、支援する方向で今調整中ということなのですが、この先行予約が7月の16日までにこの事業計画を出す予定という説明を受けていますが、このホテルに関して今調整中ということは、この16日までには間に合うのか、間に合わないのか、その辺をちょっとお聞きします。

駒井町長 それも含めて調整中ということでご理解をいただきたいと思います。

平山副委員長 ちょっと納得のいかない、できるのならできる、できないのならできないと。もう6月の一般質問からやや日にちも過ぎていて、その辺はみんなもちょっと納得いかないのではないかなと。せめてできる、できない。

駒井町長 先ほど森委員からもその辺は誠意を持ってということで質問をいただきましたけれども、6月の議会の答弁に逆らうというか、それをほごするような、そういう考えで今回載っていないということではございませんというように申し上げましたので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

平山副委員長 今の町長の答弁ですと、16日までにはちょっと含みが、期待できるのかなと思います。やはり3次になってしまうと、結局3次の国からの交付金の決定というのが9月30日ぐらいでないかと先ほど説明ありましたので、それからまたやっていくといたら結構、もう10月も過ぎるのではないかなと思うのです。このホテルも5月、連休明けから休業していて、1か月ちょっとしていたわけですよ。今現在も経営していますけ

れども、お客さんが少ないということで、かなりの収入とかがダウンになると思っているので、やはりその辺はスピーディーに私としてはお願いしたいと思うのですよね。しつこくて申し訳ないのですけれども。

駒井町長 交付金に関わる内容は固まりましたら、早急にまた議員の皆様にご説明を申し上げたいと思いますので、前回のように全員ですぐやっていただきたいというご意見をいただかなくても、ぼちぼちと言ったらまたお叱りを受けますけれども、誠意を持った形で現在進めておりますので、本当にご理解いただきたいと思います。

平山副委員長 もう一点なのですが、飲食業といいますか、今小樽のほうで昼カラとかの感染者がすごく問題になりましたよね、最近ね。運よく羽幌の近辺は、感染者は出ていませんけれども、今スナックですとか、そちらのほうのお店でカラオケをやっているところも何かあると聞いているのですが、やはりまだカラオケというのはちょっとおっかないかなと私自身思うのです。それで、ちょっとお店の方に聞いたら、カラオケをやめてしまうと要するに固定費というのかな、1か月4万ぐらいかかるのだそうです。それで、私が思うのは、せめてそのぐらい町から臨時交付金を使って、カラオケを1か月でもいいですから、ちょっと自粛お願いできないかなと私自身は思うのですよね。その辺は、どうでしょうか。

駒井町長 ただいま平山委員から当町で言うところの下町のスナック等でカラオケをできないので、その固定費ということで出せないかというご意見だとは思いますが、その部分は最初に出しました支援金という形の自粛に対する協力で10万円と。また、今後の活動継続という意味でも10万円ということで、清水の舞台から飛び降りたつもりで2倍になっておりますので、あとは経営者の経営努力ということで頑張っていたいただければ、私もそのうち下町にまたデビューしたいなというふうには思っておりますので、皆さんもかからないように、うつさないようにまた頑張っていきたいと思いますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

平山副委員長 ご理解、ご理解と町長はおっしゃいますけれども、その10万でしたっけ。協力金というか、10万ですね。それで、今私が言ったカラオケの固定費

というのは月4万かかると言うのですから、その10万のうちからこの4万、残り6万、今町長が言ったように何とか継続して事業をやっていくようにということですが、果たしてそれでいいのでしょうか。本当に私はゆるくないのではないかなと思うのです。だから、私は何か月もしてくださいとは言いません、確かにお金かかることですから。せめて今カラオケの部分で感染者が出ているということで、当面1か月でもいいから、そういうものは考えられないかなということでもちょっと今お聞きしているのです。どうしても駄目ですかね。考える余地ないでしょうか。

駒井町長 再度同じご質問でございますので、答弁も同じであるというふうに申し上げさせていただきたいと思います。

平山副委員長 分かりました。

工藤委員 まず、5月の委員会が始まったときから既に2か月たっております。当初から僕は言うておりましたけれども、早ければ早いほうが経済的にも、そして事業者にとっても、町民にとっても勇気を与えるし、頑張りがきくのだということで訴えてきました。できるだけこの2次補正の金額も残さずに、早めに決定して、早く事業者の手元に、あるいは町民の手元に届くようにしていただきたいと今でも思っております。

まず、私は5月から飲食業とか旅館とかということで強く申し上げておりましたけれども、そのほかの業種についても大変心配しておりました。今回バス事業者、そしてハイヤー事業者、そしてフェリー事業者、この方面にも支援が行くということで、今この用紙を見て1つ安心をしております。ただ、フェリーに関して、この高速船の運航支援ということの231万7,000円、これだけでは少し不十分かなということを私自身思っております。このフェリーに対しての支援は、これで最後なのか、また何か手当ての方向を考えているのか、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

宮崎課長 お答えいたします。フェリー事業者に対する支援の部分ですが、今回説明させていただいた事業につきましては町単独事業ということで



ございまして、その他の部分につきましてはフェリーの事業全体について従前から国ですとか道とかのほうとも補助をいただいております。欠損補助と言われるものなのですけれども、そういう形態で現在まで来ておりますので、それ以外の部分につきましてはそういう欠損補助、従前からの欠損補助で対応というふうになると思いますので、現段階ではその他の支援については考えておりません。

以上です。

工藤委員 先ほどの業績のパーセントでいくと 36%下がっているということであり、仮に小さなお店でも大きな事業所でも同じなのですけれども、10%下がっても 20%下がってもこれはもう大変なことだということは皆さんご存じだと思います。これだけ下がっているにもかかわらず、これだけの支援ということは、私は少ないなと思います。本年度の予算の中に、土木使用料の中に港湾使用料 470 万円、この金額はフェリー事業者からこの中に何万、どのぐらいの金額が町に入っているのか分かりますか。

村田委員長 休会します。

(休憩 15:56～16:08)

村田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を戻します。  
先ほどの工藤委員の答弁を求めたいと思います。

金子課長 お答えします。フェリー会社に対する港湾使用料については 2 種類ありまして、まず一般会計で、これはフェリー等高速船の繋船料になります。それが今年度 21 万 1,200 円になっております。それを 3 回に分けて納入することになっていまして、第 1 期分 13 万 2,000 円が納入済みであります。続いて、もう一つ、これはフェリーターミナルに関する上屋に対する使用料になります。それは特別会計になっておりまして、その金額が 546 万 5,988 円になります。同様に 3 回に分けて納入になっていまして、1 期分 273 万 2,994 円が納入済みとなっております。  
以上です。

工藤委員 大変な状況にありますから、僕はこの部分もでき得るのであれば若干なりとも下げてあげたらどうかなと思っております。何かありましたら。

村田委員長 先ほどの答弁の中に欠損でマイナスが起きた部分に関しては、それが3者で補填をしてフェリー会社が運営できるようになっている中にこの部分も入っているので、今の工藤委員の言う話だと、それをあえてわざわざ羽幌町がこの臨時交付金で出す必要がないということになるので、先ほど理解してもらったのかなと思ったのですが、理解できませんか。

工藤委員 それは、どこの部分なのですか。

村田委員長 休会します。

(休憩 16:10～16:13)

村田委員長 では、休会前に引き続き会議を戻します。

工藤委員 先ほど言いました港湾使用料の470万の中にフェリーから収入があるのが幾らかというのは、この部分についての質問は取消いたします。

金木委員 それでは、私はさきの6月定例会一般質問でした件とも関わる内容になるのですが、何点かお聞きをしたいと思います。6番の子育て支援応援金です。この中身を見ますと、交付対象が来年1月31日までに生まれた場合を対象にしています。私は、せめて4月1日、今年度いっぱいにしてはどうですかということも申し上げたのですが、先ほど課長の中では緊急事態宣言、5月で解除になったので、それらをもとに1月末日までと考えたような説明でありましたけれども、自粛期間といいますか、緊急事態宣言が終わったにしてもいまだに皆さんマスクをつけておられますし、みんな感染しないようにと、こういうことで3密を気をつけながら過ごしています。スーパーに買物へ行ってもほとんどの女性の方々はマスクをしたりしておりますから、この6月、7月だって確かに緊急事態

ではないにしてもまだまだ気をつけながら生活しているわけでありまして、せめて今年度いっぱい、あと二月間、2月、3月と二月間延長をしていくべきではないかと。その二月間に生まれる子供は何人かなど計算しても、大体年間の数字からすれば、あと五、六人分なのかなという気もいたしますので、この部分はせめて年度で分け隔てするのではなくて、今年度いっぱいということで考えるべきではないでしょうか。1度こういう文面になった上で言うのも申し訳ないのですが、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

駒井町長

区切ったのは私でございましたので、私から答弁させていただきますが、子供の部分についても交付金を10万円、さらに延ばして出したらどうかということで、ごもつともとは思っております、私も。ただ、委員もご存じのように、どこかで区切らなければならないということで、やはり先ほど言った期日で区切るほうが収まりがいいと言うと、その後の人をただ切り捨てるだけかと言われたらそれまでで、冷たいと言われたらそれまででございますけれども、この交付金の使い道というか、使った結果、年度内というようなことで事務処理を進めていきますと、先ほど申し上げました1月というようなことで、これがやはりぎりぎりいっぱいというような格好になっていきますし、本当のぎりぎりになりますと、また事務手続等の不手際等もあっても困りますので、そういったこともありまして、いろいろ諸般の事情というようなこともございますので、ご理解をいただきたいと思います。

金木委員

ほかの町では4月1日までとしているところもあるので、方法はあるのだろうなという気はいたしますが、今回こういう項目で上がってきたということは評価をしたいと私は思います。

次に、それでは12番に関わって、クーポン券のさらに5,000円の追加事業です。これも一般質問で、例えば持続化給付金か、かなり条件が厳しいので、2割、3割ぐらいの減収、収入減の場合であっても支援をということで申し上げてきた中で、いや、クーポン券事業を行うから、それでまず活性化してもらいたい、商店や営業をしている方々、元気になってもらいたいのだという、そういう答弁もされておりましたけれども、このクーポン券を、今現在1次分でやっているのはもう使っている場合

もありますけれども、商店の方々とか営業、お店の方々がそのクーポン券を現金化しなければ懐に入ってこないわけですよね。そうすると、使う人は、町民は使うから確かにすぐ利益というか、使い勝手はあるものだと思いますが、それを受け取った商店の方々がいつ潤うのかということになると、8月だったりになるのではないですか。今度2次で追加をする部分については、これは9月、10月で使う分になるのですかね。そうすると、現金化されるのは9月とか10月になってやっと現金が手元に入ってくるということになるのだと思うのです。そうすると、4月、5月が大変だという話の中でこういう政策を打ったものがやっと形になって潤ってくるのが9月とか10月になるというのではやはりちょっと、これはクーポン券はクーポン券でいいところはあるのですけれども、迅速な支援、対応にはならないのではないかなと。その分、やっぱり持続化給付金の対象にならなかったようなところの事業者に支援をするということ、例えばなかなか対象も広いから、どうやって拾ったらいいかという思いもあるのかもしれませんが、大体業種別で組合だとか、何とか販売組合のような大体の職種にそういう団体があると思うのです。例えば酒屋さんであれば、スナック関係が閉まっている間は酒屋さんも収入減になったのは間違いないだろうですし、そういう酒屋の組合みたいのもたしかあると思います。そういったところと連携を取りながら、いろいろ話を聞いていけば、大体浮き彫りになるのではないのでしょうか。そういう面で、その2次、次もしも3次もあるのであれば今回飲食業、旅館業、それから国・道のそういう支援金の対象にならなかったような業種の方々への支援、例えば10万円でも15万円でもいいかと思いますが、そういった支援をぜひ私は考えるべきではないかなと。一般質問の続きのようになってしまいますけれども、改めてちょっとその辺お聞きしたいと思います。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 16:20～16:20)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を戻します。

高橋課長           お答えいたします。クーポン券に関しましては、今現在進めて実施している状況です。商店さんのほうからのクーポンの換金に関しましては、基本的には1か月に1回という切りはしているのですけれども、状況によっては相談に乗りますということで各商店、事業者のほうには通知してあります。

金木委員           クーポン券はいいのですが、クーポン券の問題よりも先日の定例会で一応副町長と最終的にやり取りさせていただいたのですが、今後の様子を見ながら検討するとか、そういう言葉もあったかなと思いますが、違いましたか。まず、クーポン券で何とかやりたいのだという、そういう答弁はありました。そういう明らかな否定する答弁もなかったと思うのです。そういう場合によっては、まだ検討もするのかなというニュアンスは私は受けたのですが、違いましたか。

今村副町長       お答えいたします。たしか私は1次のときには、まずすぐに必要なところにお金を入れられるような格好で直接支援という形で旅館や飲食店等を先に入れさせていただいて、その後については直接業者に支援するのではなく、町民の消費活動の中で支援ができたほうがいいと思い、クーポン券を前回やらせていただいたという格好で、そのクーポン券についてもできるだけ早く皆さんにお使い願いたいということで、今回有効期限も2か月という短い期間で、できるだけ早く使ってもらいたいという形で今回実施しております。確かに今回の2次の分につきましても、前回1次で支援の入っていないところを中心に、沿岸バスさんとかタクシー業者だとかのほうの支援には考えていたわけですが、基本その他の一般の商店だとか、そういうところでは同じく町民が通常の経済活動の中でお店を使用させていただいたほうが今後にもつながるという考えもありましたので、今回もまたクーポン券という形で事業化のほうを挙げさせていただいているところでございます。

金木委員           分かりました。ちょっと私、確認の意味も込めて1つお聞きしたいのは、先頃私はニュースで見た記憶あるのですが、北海道がプレミアム商品券を、各道内の自治体がプレミアム商品券事業を行う場合は道が1,000円分補助するということが報道されていたと思うのです。その点について、

そのクーポン券とプレミアム商品券は似たようなものですが、違いますし、その辺の情報は確かなのか、まだ道は検討段階なのか、羽幌町はその点について何か検討したのか。商品券よりは、やっぱりクーポン券だということで考えたのかどうか、その辺の検討状況をお願いします。

高橋課長 お答えいたします。北海道のほうから市町村がクーポン券を実施した場合に対しての道が10%、町が10%ということでのクーポン券に対する支援は打ち出されておりますけれども、うちのほうの今やっているクーポン券については100%国補助という部分であれば該当してこないなということで、そちらのほうとはちょっと該当しないのですが、先ほど地域振興のほうでやろうとしている宿泊者向けのクーポン券に関しては、それは1回買っていただくので、買っていただいた分に関して、買っていただいたというか、クーポン券ということで実施、その辺のほうは該当するか確認したのですけれども、そちらのほうの事業に関しては誰でも買えるクーポン券ということでの位置づけがあって、誰か対象という限定になっている場合に関しては該当しないのではないかとということで確認はとれております。一応うちのほうのクーポン券に関しては、そちらの事業に関しては該当しないのだなということでの確認はとっております。

小寺委員 それでは、何点か質問をしたいと思います。まず、5番の高速船の差額を補填するという事業なのですが、今までここ数年やっている3割引が行われていると思うのですが、差額ということだけで実際何割引になるのか。先ほども説明していたのでしたら、私の聞き漏れなのですか、何割引の差額になるのでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。運賃の差額を引きますと3割引でございます。

小寺委員 これは、例年6月、9月でやっている3割事業と高速船の3割と同じような割合になるということになると思うのですが、きっと例年の3割引事業は前年比ですとか、そういう補填の仕方ですがけれども、今回に関してはあくまでもそれ掛ける利用者ということで、利用者がたくさんこれ

から増えれば、これで間に合うかどうか分からないのですけれども、この利用者分の積算根拠は十分9月まで、これからどっと増えることはないと思うのですけれども、十分間に合うのか。もし間に合わない計算があるのであれば、その後その超えた分はどうするのか、その辺はいかがでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。説明した事業の積算に当たっては、このような経過を踏まえた中での話なので、見通しもなかなかちょっと見づらいのかな、判断しにくいのかなというところも実はありまして、基本にしているのが昨年度の6割の乗船者で見込んでおります。それで、この先行っていく中で例えば不足等があった場合には、また別途うちのほうでも何か対応について、結果はどうなるか分かりませんが、考えていきたいというところであります。

小寺委員 すみません。続いて、ちょっと順番は前後するのですが、防災の備品です。避難所等への感染防止等の対策ということで、中身的なことなのですが、かなりの量を、例えばマスクもそうですけれども、段ボールベッドですとか、そういうものがかなりの量を発注されることになると思うのですが、それをどのように備蓄していくのか。例えば小学校のそういう場所もあったり、公民館なのか、どういう感じでこの大量の備品を管理していくのかなと。もしそういう計画があれば、結構な量になると思うのですよね。もしそういうのが、来たはいいけれども、置くところがないということがもし、ないと思うのですけれども、その辺の計画がもしあれば教えてください。

敦賀課長 お答えいたします。備蓄の場所、保管場所につきましては、役場にそういう倉庫があるという部分と、あと小学校のほうにもそういう備蓄用の保管庫がございます。あと公民館や、あと中学校も利用しながら、分散させながらこういう保管をしていくということで今整理をしているところでございます。

小寺委員 あと、備蓄用のマスク、これは476万6,000円を6万8,000枚で割ると、きっと70円で計算していると思うのですが、前回1次ときは80円で

予算計上したのですが、実際もう町民には配布されていて、入札が終わっても配られているわけで、実際1次でマスクを1枚単価幾らで購入できたのか。それをもとに今の2次の70円という単価を出したのではないかなとは思うのですけれども、よく町民の方にこれ幾らぐらいかかっているのということで、予算規模では80円ですよという説明はしているのですが、実際1次で配った町民向けのマスク、今の2次で言うと70円かなと勝手に思っているのですけれども、実際入札も終わって配布されているわけですので、もし1枚単価が分かれば教えていただきたいなと思います。

鈴木課長 1枚当たりの単価にしますと、60円に消費税というような単価になっています。

小寺委員 そうしたら、10%ですので、1枚66円ということになると思うのですが、それでよろしいですね。それで、きっと今回70円になったと思うのですが、分かりました。

それでは、次に行きたいと思います。どれ行きましょうか。クーポンにしましょうか。今回また5,000円のクーポン券を、ほかの委員の方も質問していたのですが、5,000円の割合というのを説明されていたかなと思ったのですが、今回ですと1,000円、2,000円、2,000円という割合で飲食店、大型店、そのほかという割合だったのですが、今回はどういうパターンで、それも説明がもしあって聞き逃したのだったら申し訳ないのですが、もう一度教えていただけますか。

高橋課長 お答えいたします。先ほど説明した段階で、利用区分という形で説明させていただいたのですけれども、今回に関しましては1次のクーポン券、今始まっていますけれども、その状況を見てということで今現在検討中ということで申し上げます。

小寺委員 何人かの方もおっしゃったかもしれないのですけれども、使い勝手がなかなか、例えばお年寄りの方でどうしても飲食店にはなかなか行かないのだという方もいらっしゃいましたし、使い勝手がいいような町民の声ですとか事業者の声を聞いて、なるべくたくさん使われるような形で、



また1次るときとは、1次るときに関しては飲食店を特に救済ではないですけれども、使ってほしいということで割合も出てきたとは思いますが、またいろんなことを考えながら、区分をつくるのであれば考えてほしいなと思います。

続けます。もう一つが23番の宿泊者限定クーポン、同じクーポンなのですが、こちらのクーポン券、ちょっと不思議なのが販売手数料が500円掛ける2,500セットとなっていますが、例えば1セット売るとして売った宿泊業者はもうかるわけですね。そうしたら、そこで売れば売れば売った人が500円って結構だと思うのです。予算規模でいくと125万になるので、これちょっと手数料の算定が、そんなに手数料をもらえる、普通の例えばプレミアム商品券が過去にあったとしても手数料的にちょっと大きいのではないかなと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

村田委員長 休会します。

(休憩 16:35～16:36)

村田委員長 休憩前に会議を戻します。

高橋課長 お答えいたします。先ほど地域振興課のほうでも説明があったとは思いますが、こちらに関しましては旅館に泊まっていた方に対してのプレミアム付きのクーポン券ということで、3,000円の部分を1,000円で買っていてということで、町で今やっていますクーポン登録店のほうで使えるよということで考えております。中で対応していただくのが旅館で売っていただく、旅館ないし宿泊施設で売っていただくということで、先ほども言っていたのですけれども、どうみん割を使って泊まった方に関してはこのクーポンが使えないことに、道のほうでもほかの券は使えないということになっておりますので、その辺で使えないということでは極端な話、このクーポンは旅館から出て飲食店等々で使っていただければなというところの想定をしております。ただ、そうすると旅館でも使えないのに取扱いができるのかという話も協議の中でしております、それに対して取り扱っていただくために1件当たり500円という設定をさせていただいております。

小寺委員 確認なのですが、先ほど旅館内でもそこで飲食に伴うものには使えるという認識だったのですが、旅館内では一切使えないということではないですか。

高橋課長 どうみん割自体が6,000円とか、いろんな価格設定があった中で使う部分で、それに食事、飲食代とかが入っている部分であれば、それに関しては使えないという形になります。どうみん割のほうで使われているので、使えないという形になります。旅館でどうみん割が使えない部分に関しては、クーポン券に登録されているという条件にはなりますけれども、そちらのほうでは使えるような形にはなります。ただ、かなりどうみん割のほうもこの時期、早い時期であればかなり使うというか、その問合せもかなり来ている中で、その中で旅館がこのクーポン券を取り扱ってくれるかというところの先ほどもお話ししましたが、ただでやってくれるかというところで、手数料を払ったほうがいいのかということでの想定をさせていただいております。

小寺委員 今どうみん割ではなくて、今これから発行するこのクーポンを例えば自分が旅館に泊まりましたと。そのときに3,000円買いますよね。それを旅館内、例えばサンセットプラザで考えましょうか。サンセットプラザに泊まりました。券を買いました。それをサンセットプラザ内の食堂では使えないということでの質問、どうみん割とは全然別です。あくまでもこのクーポンに関しての話だったのですが。

村田委員長 休会します。

(休憩 16:39~16:39)

村田委員長 休会前に引き続き会議を戻します。

小寺委員 分かりました。となると、自分はこれはそうしたら宿泊者への支援も含む……宿泊者ではないですね。宿泊業者の500円、1,000円で売って500円ってかなり手数料的には僕は高いと思うのですよね。高くないですか。

例えば普通の売買をする中で1,000 円の商品を、1,000 円売れば500 円の手数料ってあまりにも、だからそれは宿泊業者を支援するためだと言うのだったら理解はできるのですけれども、もし自分が、性善説ではやるのですけれども、使おうと思えば100 セット売れました、1,000 セット売れましたということで利益を得ることもできるのです。その中で、宿泊の中で飲食しましたということで、そういう業者はいないとは思うのですけれども、この手数料の設定金額はちょっと乗せ過ぎかなというのと自分は思います。

あと、とてもすごい利率がいいですね。1,000 円買ったら、3倍になるぐらいな、ふだんと言ったらこんなことないですね。だから、さっき阿部委員も宣伝、PRについてあまりしないということだったのですが、ふだんのときであったら、かなりなプレミアム感があって、自分はんがんせっかくやるのだったら2,500 セット売れるぐらい宣伝したほうがいいと思います。

それと、あと先ほど高速船も7月の土日なり祝日も運航することになったと。しかも、3割引をすることになったということは、やっぱり羽幌町として観光、特に町外から来る観光客を誘致するという姿勢が見えるのではないかなと思うので、その辺先ほど感染対策の話も出たのですけれども、観光に関してはこの2つの事業だけ見てもどんどん今回はこの2次を使って、島も含めて推進していくのではないかというふうに思うのですけれども、そういう今まである程度自粛してくださいという中から推進にかじを切っていくという理解でいいのでしょうか。そうであれば、もっと宣伝をするべきだと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

村田委員長 休会します。

(休憩 16:42～16:43)

村田委員長 休会前に引き続き会議を戻します。

高橋課長 お答えいたします。観光課としましては、先ほど阿部委員にもお答えしたとおり今年に関しては積極的な誘客ということではできないというこ

とで、コロナがうつる、うつさないということを明確にしながら、気をつけながらというところで誘客に関しては積極的にはやらないということで先ほど申し上げたとおりなのですけれども、このクーポンに関しましてもその点を踏まえて宿泊者、観光客、あとは業者を含めて使っていたらということでの最初の設定でございます。

小寺委員           そこが自分とギャップがあって、これだけ予算を使って事業をするわけだから、普通なら、普通っておかしいですけれども、やっぱり事業効果を求めるわけですよ、決算時期に。そうすると、いかにこれがたくさん使われるようにするか、この事業をすることによって何を求めているかなのですよね。ただ宿泊客を増やしたいということなのか、それとも宿泊業者を助きたいことなのか、その辺やるけれども、積極的には宣伝しない、PRしないというのだと、本当の事業効果が見込めないのではないかなと思うのですよね。本当にいい、宿泊する人にとってはいい事業だと自分は思うのです。そうであれば、いろんな媒体を使って、どんどん来てください、使ってください、買ってくださいというふうにしないと、やるけれども、積極的にはしませんよというのであれば、この事業自体の目的が、できたら2,500セット売りたいですよ、そのための予算ですから。そうしたら、売るようなことをしていかななくてはいけないのではないかなと自分は思うのですけれども。なので、やっぱり事業ベースで見ると、これから積極的に宿泊客を増やす、宿泊してくれた人には買ってもらうという方向転換をしたのかなというふうに見られてしまいますよね。そうしないと、来ないでくださいというのであれば、宿泊ね。その辺がちょっと何かギャップがあって、宿泊してほしい、来てほしいのか、来てほしくないのか。でないと、羽幌町民、特に市街地の人は宿泊する機会がほとんどないので、島に行く機会があれば泊まりますけれども、その辺がちょっともったいないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

清水課長           お答えいたします。小寺委員おっしゃるのは、誘客するのか、誘客しないのか、あと事業者の支援なのか、はっきりしろということかと思えます。本音を言いますと、コロナ対策の臨時交付金でありますので、基本的には事業者支援というようなスタイルになります。それでいなが

らも誘客は積極的に行わないというふうに申し上げておりますのは、我が町としては両島を抱えておりますので、まず島のほうでは感染者を基本的に出したくないというのが大前提であります。それで、注意喚起等を払いながら、それでいながらも業者さんですとか帰省される方、そういう方と積極的な観光客を誘致するというまでもなく、自動的にといいますか、町内で宿泊される方いらっしゃいます。その人方の感謝の意味も込めてといいますか、あとそれと打撃を受けた事業者の支援、そういった意味でなるべくただ現金をお配りするだけではなく、買っていたいてというか、そういった意味も含めましてこういった事業というのをちょっと考えてみました。

小寺委員 何度も言うとおりの、すごくいい事業だと思うのです。通常ですと、本当に3倍なんてあり得ない金額なので、それをちょっと何か奥歯に何か詰まったような事業になってしまうのかなと。例えばホームページとかマスコミでは発表はしないような事業になるということですかね。今課長がおっしゃったのは、自然的に集まる帰省客とか宿泊した人がこんなのがあったということで、それを目指して来られたら困ると。もしそうであれば、例えばマスコミ、例えば記事にもできないし、もちろんインフォメーション、ホームページ、ネット、SNSでも発表はしない事業になるということでもいいのですかね。先ほどは、宿泊のところに貼る、宿泊した人がたまたま見て見つけたという、それぐらい消極的な事業であるということでもいいのでしょうか。

村田委員長 休会します。

(休憩 16:50~16:50)

村田委員長 休会前に引き続き会議を戻します。

清水課長 お答えいたします。その辺、委員おっしゃることもよく分かるのですが、我々としましてはグレーなゾーンと言いますか、今週東京あたりでも緩めると毎日100を超える感染者というような状況もございますので、表現的にはちょっと正しいか分からないですけれども、グレーな

状態で支援をしながらいきたいと。こんなようなちょっと理解いただけないかもしれないですけども、そういう考えでおります。

小寺委員

あまり僕は理解できないので、まだこれが議会にもう一度、今回まだ委員会レベルなので、先ほどの手数料を含めてどういうふうに、せつかなら町がやる事業ですから、なるべくならグレーな感じにしないで、いいものなので、いいものは積極的に、例えば3割引にしてもやっぱりいまだにパンフレットにも載っているわけで、やっぱりそれを目指して来てくれる方もいるので、来た人がたまたま見つけるような3割引ですとかクーポンではなくて、せつかくやる事業なので、効果的にしてほしいなというふうに思います。

もう一つ、これも自分は一般質問の中でちょっと触れたのですが、役場庁舎内ですとか公民館、あと学校関係で蛇口を変えると。センサー式というのは理解できるのですが、レバー式にすることで衛生的にどう変わっていくのか。そのレバー式というのがちょっとどういうものなのかが分からないのですが、もしどこの課でもいいのですが、レバー式とはどんなものなのでしょうか。

敦賀課長

お答えいたします。通常使う水道とかというのは手回し式、コック式というのですか、そういう蛇口になっていると思うのですが、レバー式というのは長いレバーというのでしょうか、ちょっと表現が難しいのですが、手を使わなくても例えば肘とかで左右とか上下とかにできるので、手指を介した感染を防げるという部分で、基本的にはそういう衛生管理面では普通に使われている部分だと思いますので、そういう形でレバー式に変えたいという部分で考えております。

小寺委員

分かりました。今度は学校の関係になるのですが、自分も例えとして学校でもそういう衛生管理も含めて、そういう例を出して言ってしまった手前なのですが、一般質問の段階では学校からはそういう要望もなく、学校の設備に関しては更新する予定もないということだったので、どういう経緯で学校にもつくようになったのか。もしかしたら、学校は要望していないのに、そういうセンサーとかではないほうがよかったのではないかと。ただ、例えば役場とか公民館がそうするからそう

なのか。それとも、学校にも本当に必要だったのか。その辺、学校は結構、145個をセンサー式に変えると。自分はいいと思うのですけれども、その辺一般質問の後、学校側が要望したものなのか、その辺現状はどんな感じなのでしょうか。

酒井課長 お答えいたします。この件につきましては、私どものほうからあちこちの施設のほうでこういうことをやられているという情報はありましたので、学校のほうにもちょっとどういう水道になっているかという確認をしながらお話をさせていただきました。実際その改修箇所につきましては、当然その利用実態だとかによってセンサー式にしないほうがいい箇所も当然ございますので、そこは学校ともお話をしております。具体的な場所につきましては、実際にやる段階で再度確認をしながら実施をしたいと考えております。

小寺委員 本当に使い勝手がいいように、衛生面でいいように、よく話し合いながらやっていただきたいなというふうに思います。  
次なのですが、社会教育課の公民館と体育館にサーモグラフィーの設備を導入するということなのですが、これは移動ができるものなのか。例えば何かイベントがあったときに、それを集めて違うところにも設置ができるものなのか、それとも固定式なのか、その辺はどのような設備になるのでしょうか。

飯作課長 お答えをいたします。このカメラにつきましては、三脚を使いまして玄関口ですとか、据え置く形にはなりますけれども、移動もできますので、事業に合わせて必要なところに持ち運ぶということを想定しております。

小寺委員 それを使う場合、ちょっと体育館は入り口が1つなので、いいのかなとは思うのですけれども、例えば公民館に関しては今入り口が2か所あるわけで、これを導入することで入り口は正面玄関を使ってくださいすとか、利用者に利用の仕方が変更する可能性もあるのかなと思うのですけれども、今後裏口は使わないで出入りは正面ですとか、そういうふうになっていくのでしょうかね。

飯作課長 お答えをいたします。現状の感染者が羽幌町では出ている、出ていないという現状の状況では、なかなか使い方としては、玄関の使い方としては変わりはないのかなと。ただ、大きな事業でたくさんの人数が入る場合につきましては、こういった状況でも活用をしたいと思っていますし、あくまでも施設の感染拡大防止という観点ですので、今後羽幌町において感染者の動向がどうだとか、管内においてどうだとかという場合に関しては、委員言われたように玄関口の利用の仕方も考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

小寺委員 今は、ちょっと落ち着いた状況なので、そんなにもそのシステムを使ってということは少ないのかなとは思いますが、公民館と体育館だけではなくて、いろんな施設にも今後人が集まる、役場もそうだろうし、フェリーターミナルですとか、いろんなところに波及して行って、だからもし本当に必要であれば、そういうところにも設置することも必要なのではないかなというふうに思っています。  
最後になりますが、光ファイバーの整備です。先ほどの説明と資料によると、羽幌町は 97.23%ということで、この事業を行うことで最終的には 100%になっていくのでしょうか。この事業が終了することで最終的には 100%になるという事業なのでしょうか。

清水課長 お答えいたします。基本的には 100%を目指すということなのですが、利用可能世帯率ということで、接続者が 100%というのとはちょっと違います。実際に住民基本台帳を置いてあるところまで全部つなげられる状態にすると 100 という数値になります。

小寺委員 先ほど世帯数が約 3,600 という話でしたけれども、そのうち 97.23%で、きっとこの事業をすることで大体 100 世帯弱が対象になるのかなと思うのですが、残り 2.77%の世帯というのは何世帯ぐらいになるのでしょうかね。

清水課長 お答えいたします。ちょっとまだ先月ぐらいですか、突然降って湧いたような事業でありまして、この資料の裏面のところに今現在利用可能な地域というふうに赤線の枠……白黒ですか、すみません。北のほうは切



替え後の羽幌川とそこから南側、それと山側のほうは寿3線、そこから海側のほうです。そのエリアが今利用可能な場所になっておりまして、そこからそれ以外の地域、その世帯数を住民基本台帳上でちょっと拾い切れていないものですから、実際に住んでいる住宅、住んでいない住宅というのがありますので、その辺のところをこれからその地域の住民の方ですとか、あとは農協さんですとか、関係機関等と協議しながら、どこに線をはわせていくかというのを協議していきたいなというふうに思っています。

小寺委員 実際は、きっと中のほうに入っていくと農家さんですとかはあるとは思いますが、実際につなげたい、つなげたくないにかかわらず、引いていくということですよ。やっぱり引く工事もお金がかかるのですけれども、例えば一番奥の方は使わないと、インターネットは使わないと思っても線自体はそこまで引っ張るよという事業になるということですよ。

清水課長 お答えいたします。その辺をこれから地域の方ですとか関係機関と協議して決めていきたいなというふうに思っております。

村田委員長 時間も2時に開催しまして、5時を過ぎました。どうしてもという質疑は。

森委員 すみません。これだけは、ちょっと確認したいとがありまして、よろしくお願ひします。まず、一方的に話しますが、さっきから出ていた宿泊限定クーポン券の事業については、ちょっとやっぱり制度的に粗過ぎる感じがいろいろします。大体3,000円まとめて買わなければならないということ自体もありますし、少しいろいろ検討してみたいかと思いますが、皆さんの意見を聞いて。

私が聞いたかったのは、光ファイバー支援事業に関わって、いわゆるこれは過疎債対象ということで、羽幌町で1億1,000万。それから、これはほかの町村長にちょっと聞いたのですけれども、事実上総務省のほうから各町村に全部やれというような流れから来ていて、過疎債を保障すると、事実上。ということは、苦前も既に名乗りを上げていますし、恐

らくよその町村もかなりの率でやるのだらうといったときに、過疎債の枠がこの秋の段階で、これだけの町が一斉に申請した場合に、優先ですから、特別な財政措置としてやるということで考えていいのかということまず確認したいと思います。

大平課長 お答えいたします。今森委員おっしゃられたとおり、総務省のほうではこの光ファイバーについては優先的に過疎債を当てたいという形になってございます。当町といたしましても、この事業を実施すると判断した限りは過疎債を当てさせていただいて進んでいきたいと考えております。これがどの程度来るのかははっきりしませんし、今過疎債につきましては春の段階で全国の対象市町村から要望が上がっておりまして、うちのほうもそれなりの金額を上げていますけれども、まだ1次分の同意額、幾らになるかは返事が来ておりません。毎年通常でいくと、2次分が年末近くに第2次分の同意申請が来ます。通常であれば、その中で年度内の過疎枠を配分を終わらせてやっていく形になるのですけれども、今回その分を前倒しで行きますので、残りの2次分がどの程度残るかというのも見えませんが、1次の分ももしかすると通常充当率 100%ですけれども、これが 100%できるかどうか、これについても今のところ1次の同意額も来ていませんので、何とも分かりませんが、この事業については今回限りで終わるかもしれないという話になっておりますので、これについては手を挙げて過疎債を当てていきたいというふうには考えております。

森委員 この事業は、マスコミ報道レベルですけれども、今後 10 年間のこれに係る予算を今年 1 年に当てると。だから、今後はもうつきませんよと、一切。というような同時にそういうアナウンスもありながらということですから、かなりプレッシャーもかかっていますし、やらなければいけないと。私が心配しているのは、やっぱり過疎債を使ってみんな各町村は財政運営をしているわけですね。それが今の説明からすると、1次まで下手すると影響すると。実際に仮に管内各町村同規模、苫前はもうちょっと羽幌より大きいですが、各町村が 1 億から 2 億の過疎債を全部要求するとなれば、本当に 1 次も場合によっては食い込んで、予定したのがつかないということだったら、もちろん問題外ですけれども、

2次なんていうのはもうあり得ないですよ。通常1次の枠からすると、2次の枠というのは限られていますから、もちろん辺地債は使えないですし、そういうことの影響が一見これでほとんどお金がかからないでできるということのメリットはあるにしても、今年に関しても相当いろんな影響が出ているし、ほかの事業に関してもやっぱりこのことによって見直しをかけたかなんかしなければならないことが起きるのではないかと。今答弁を下さいとは言っていないから。すると、来年以降の過疎債だとか、これはコロナ対策の一般のことですけれども、に関わっているお金を使っているんで、交付税なんかでも非常に心配なわけです。どうなるかということは。だから、私は本当は基金に少し残せればと思ったのですが、先ほどの説明では基金も事実上あまり残せない。やるものはやらなければならないということであれば、やはり来年、再来年以降にやろうと思っていたこの地域の将来に対する投資みたいなことを、もう大分固まってきてしまったので、6,000万、7,000万の世界かもしれないし、こんなことを言っただけは悪いけれども、ちょっと不完全なものに900万も予算をつけているなと思って見たりもするので、日にちはもうないですけれども、やっぱりそういう視点も含めて財政運営を含めた事業の最終決定に向かってもらいたいと思います。とにかく本当にこれ過疎債の部分は、下手すると大変なことになると思いますので、町長をはじめ皆さん、副町長、財政当局、常に目を光らせて、最後には力関係の問題も出てくるかもしれないので、その辺を頑張っていていただきたいと思います。最後に町長、その件について何かあれば、よろしくお願いします。過疎債のこと。副町長でもいいです。

駒井町長 過疎債については、今財政課長がしゃべったとおりでございますので、十分検討、将来も展望した中で検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

村田委員長 ほかになければ、特別委員会を閉会したいと思います。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、これで閉会いたします。ご苦労さまでした。